



2024さっぽろオータムフェスト

大通8丁目会場



出 店 規 約

2024年3月



2024さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場 出店規約

【第1条】 目的

2024さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場の会場管理者である株式会社ノヴェロ（以下、当社といいます）は、2024年9月6日（金）～9月29日（日）を会期とする「2024さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場」における出店手続・運営の円滑な進行を目的として本規約を定めます。

【第2条】 出店資格

- 1：出店ブースの出店資格は、北海道内の各市町村または観光協会・商工会等の団体、あるいは北海道内各市町村に所在し「さっぽろオータムフェスト主催者」および当社が定める会場テーマ・販売趣旨に合致する商品やサービスを提供する会社などの事業体であり、各市町村がさっぽろオータムフェスト大通8丁目会場への出店を認めた者、とします。
- 2：第1項とあわせて、出店決定時に出店契約書または、市町村名義の推薦状を提出し、出店契約を締結した者、とします。
- 3：第1項とあわせて、次の各号全てに該当しない企業・事業者・店舗であることを要します。
 - (1)暴力団または暴力団員
 - (2)暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3)暴力団準構成員または暴力団関係企業
 - (4)総会屋
 - (5)社会運動等標榜ゴロ
 - (6)特殊知能暴力集団
 - (7)その他、上記各号に準ずる者
- 4：さっぽろオータムフェストおよび、大通8丁目会場のコンセプト・趣旨をご理解いただき、定める出店日時、期間において出店することができる者、とします。
- 5：当社は、出店申込者の提供・販売予定商品やサービスの内容を確認し、販売に適するか否かを判断し、出店の可否を決定できる権利を有するものとします。

【第3条】 提供・販売商品の要件

出店申込の可能な商品は、次の各号に該当するものとします。

- 1) 各市町村が出店を認めた地域産品であること。
- 2) 出店圏域内に所在する企業・団体・個人が生産・製造・加工を行っている商品で、その地域を代表する商品又は地域の歴史や文化に密接した関わりを持つ商品であること。
- 3) 販売価格が「地域での価格」と同程度であること。
- 4) 販売する商品について、責任者及び責任の所在が明確であること。
- 5) 販売する食品については、JAS法などの規定を遵守した製造・表示を行っていること。
- 6) 販売する商品、食品については産地偽装および不当表示等の不正行為が無いもの。
- 7) 販売許認可等の申請が必要な場合は、届け出がされているものであること。

【第4条】 提供・販売商品の制限

- 1：一つのブースが申請・提供できる商品は最大10品とします。但し、調理を伴わない野菜、包装済製品の販売は、品数に含まないものとします。なお、申請内容によっては、当社から、品数計数方法について協議をさせていただく場合があります。
- 2：申請・提供する商品は、メイン食材が北海道産の食材を使用したものであるか、北海道の食文化（郷土料理やご当地グルメ）であることとし、会場掲示メニュー（POP）にメイン食材の産地を明記するものとし、表示がないものについては販売を許可しませんので予め準備のほどお願いいたします。ただし、北海道の食文化である場合は、産地の明記は必須としません。

- 3：自治体出店ブースでのアルコール飲料の販売については、会場内での飲酒を前提としたカップ等での販売は禁止とし、持ち帰り商品としての販売のみ可能とします。
- 4：生モノは申請・提供できません。
- 5：「北海道の食」に無関係な物販出店は原則として認められません。
- 6：提供商品の申請にあたっては産地等が確認できるもの(仕入れた食品の名称・原材料・原産地等が表示された送り状。納品書。規格書等)の提出が必要となります。
会場内では毎朝食材の産地の確認報告が新たに追加されるほか、営業中に仕入れた食材については食材の産地を確認し、報告する仕組みが導入される予定です。詳細が決まり次第、ご連絡いたしますのでご対応のほどよろしくお願いいたします。
- 7：オータムフェストにおいて、大通8丁目会場のみで認められている「牡蠣」の提供については、以下各号の内容に従うものとします。
 - 1) 1会場につき同時期に提供できるブースは2ブースまでとし、牡蠣そのものを特産品とする市町村を優先します。
 - 2) 提供する「牡蠣」の産地は、出店市町村の地元産であることを条件とします。
 - 3) 「生食用の牡蠣」を十分に加熱して提供するものとします。生での提供はできません。
 - 4) 牡蠣の提供を希望する場合は、出店申込にあたって、牡蠣の販売がある旨の申し出を必須とします。同じ出店期間に提供可能ブース以上の希望が重複する場合は、当社において調整し、出店・提供者を決定するものとします。
※通期出店の申込も受付ますが、各期別の申込と重複した場合は、期別の申込を優先いたします。
 - 5) 工場において加熱調理済の牡蠣を提供する場合は、上記各号の制限には該当しない商品として取り扱うものとします。

【第5条】 キャッシュレス決済サービスによる対応

- 1：さっぽろオータムフェスト全会場にて、キャッシュレス決済サービスを使える会場として運営するため、出店希望者は、実行委員会が指定するブランドを必ず導入することを了承するものとします。
- 2：キャッシュレス決済サービスの導入に関わる条件や内容、費用負担等の予定は下記の予定です。
 - 1) 1台あたりの端末リース料金
 - ▼ 1ブースに端末1台の場合 → 事務局負担のため無料となります
 - ▼ 1ブースで複数の端末使用の場合 → 2台目以降の1台ごとにリース料金発生※その他、レシートロールの実費をご負担いただく予定です。
 - 2) 電子マネー利用額に対しての決済利用料
 - 3) 振込手数料 → 400円(税別)※現在調整中のため端末リース料、手数料については確定次第ご連絡いたします。

【第6条】 出店申込

- 1：出店希望者は、「大通8丁目会場出店者専用ホームページ」の所定フォームに必要事項を入力し、申込エントリーを行うものとします。
※専用サイトURL = <https://www.autumn8.jp/>
- 2：専用サイトへの入力、基本的に市町村・団体(観光協会等)の担当者が行うものとします。
- 3：当社がエントリーを受理した時点で、出店希望者は本規約の内容に同意したものとします。
出店希望者による出店エントリー期限は、当社が別途定めたくうえで告知するものとします。

【第7条】 出店者の決定

- 1：エントリーを受理した出店希望者の中から、実行委員会と当社が協議にて選考を行い、出店者を決定したうえで、別途通知します。
- 2：選考結果または選考内容に関する問い合わせに対して、当社は一切対応いたしません。
- 3：出店者は、当社より送付される出店料金の請求書に記載の出店料を、当社が別途定めたうえで告知する支払期日までに、指定の銀行口座宛て振り込むものとします。振り込みに要する手数料は出店者の負担とします。出店料の振り込み確認をもって出店の正式受付とします。

【第8条】 出店契約の締結

- 1：出店の正式受付を経た出店者（以下、出店者といいます）は、当社との間で「さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場」出店契約（以下、出店契約といいます）を締結していただきます。「出店契約書」を専用HPよりダウンロードし、必要事項を入力・記入・押印の上アップロードをお願いします。また、ブースの運営を民間事業者へ委託する場合、市町村名義の「推薦状」の提出が必要になります。出店契約書または推薦状の提出をもって出店契約の締結とします。
- 2：契約は単年度とし、次年度以降の出店は、改めて出店申込を行うものとします。

【第9条】 出店契約締結後の解約

- 1：出店者は、出店契約締結後に都合により出店できなくなった場合、下記規定に基づくキャンセル料の支払いを了承するものとします。
- 2：出店エントリー時に提出されるエントリーメニューを基に出店者の決定を行うため、出店決定後にエントリーされたメニューの大幅な変更・キャンセルが生じた場合は、出店契約を取り消し、所定の違約金を請求するものとします。

<キャンセル規定>

- 1：出店契約後、出店者の都合により出店をキャンセルする場合は速やかに事務局までご連絡ください。
- 2：出店をキャンセルした場合、キャンセルの連絡をいただいた時期に応じて、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

1) イベント初日の「30日前」まで	キャンセル料なし
2) イベント初日の「15日前」まで	出店料の50%
3) イベント初日の「14日前～前日」まで	出店料の100%
- 3：キャンセル料が発生した場合、前項の規定に基づいて出店者に直接、請求書を送付します。指定期日までに請求書指定の口座宛てお支払いください。振込手数料は出店者負担とします。
- 4：出店者側都合での出店キャンセルにより、キャンセル料算定の対象となる出店料を超える損害が発生した場合は、その損害分については上記キャンセル料とは別に、損害賠償の請求を行う場合があります。

(※イベント主催者または実行委員会がイベント開催を中止した場合の、免責事項・出店料返金等については、第27条の内容をご確認ください)

【第10条】 出店場所の決定等

- 1：会場における出店者の出店場所については、出店内容、ブース形状、出店者数、会場構成等、安全・衛生面の条件などを総合的に考慮したうえで、当社において決定します。
- 2：出店者は、出店状況の変動による会場レイアウトの変更等の判断・実施について、当社に一任するものとします。出店場所の決定および会場レイアウトの変更等につき、当社に対する異議申し立てならびに賠償責任を求めることはできないものとします。

【第11条】 出店ブースの仕様

出店ブースの仕様は当社が定め、出店者による設備、外装の変更はできないものとします。

【第12条】 出店者説明会（衛生管理講習・安全管理講習）への参加義務

出店者は、当社が別途案内する出店者説明会（衛生管理講習・安全管理講習）に参加する義務を負うものとし、市町村の担当者様と現場の担当者様の2名でのご参加のほどお願いいたします。

【第13条】 管理責任者の任命

- 1：出店者は、ブース出店にあたって、出店ブースに常駐し必要な手続・連絡・運営にあたる管理責任者を任命し、当社に報告するものとします。
- 2：管理責任者は、ブース出店期間中の各日について、当社が別途指定する衛生管理チェック表、安全管理チェック表による点検作業を励行し、点検内容と結果を出店日ごとに当社に報告するものとします。

【第14条】 出店権利の譲渡・貸与の禁止

- 1：出店者は、当社の許可なく出店契約したブースの全部または一部を他人に譲渡、貸与することはできません。
- 2：無断での出店権利の譲渡、貸与が明らかになった場合、ただちに契約を取り消しとし、出店者は所定の違約金を支払うものとします。出店契約取り消しに伴う撤去費用等、すべての費用は出店者の負担とします。

【第15条】 会場内での禁止行為

- 1：出店者による下記の行為等は禁止とします。
 - (1)申込書に明示された内容以外での提供・販売。
 - (2)通路、休憩所、本会場外部等、出店ブースのスペース以外での提供・販売・展示・宣伝。
 - (3)政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。
 - (4)商品として許可を受けていないサンプル品などの勧誘行為。
 - (5)募金、寄付活動（主催者が承認する場合を除く）
 - (6)調理後、品質劣化や食品衛生上の問題が生じる恐れのある時間を経過した食品を提供・販売。
 - (7)公園内水飲み場での洗物や飲食提供利用。
 - (8)その他、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある提供・販売・行為。
- 2：当社は、出店者による行為が上記のいずれかに該当するものと判断した場合、出店者による該当行為を中止させることができるものとします。中止にともなう原状回復等の費用が発生した場合でも、当社は一切負担しないものとします。

【第16条】 会場内での火気使用

出店者が、会場内で火気使用を必要とする場合、当社が指定するガス業者による配管工事を行うものとします（配管工事は有料）。カセットコンロ・ガスボンベの使用は禁止とします。

【第17条】 出店者と来場者のトラブルの処理

出店者と来場者との間の金銭授受、販売取引等はすべて出店者の責任で行うものとします。商品提供・販売に関わるトラブル発生については、当社は一切の責任を負いません。

【第18条】 会場環境の汚染防止

- 1：出店者は、出店ブースおよび周辺スペースの汚染防止対策を行うものとします。
- 2：出店ブースおよび周辺スペースの地面等を汚染した場合、出店者は、清掃に必要なクリーニング費用を負担するものとします。

【第19条】 出店規約等の遵守

- 1：出店者およびその代理者は、本出店規約ならびに出店募集要項、出店者説明会で配布される出店者マニュアル、衛生講習・安全講習での関係配布資料などに記載された各事項を順守する義務を負うものとします。
- 2：これらの遵守義務に違反したと当社が判断した場合、会期前、会期中に関わらず出店契約を取り消しとします。
- 3：出店契約取り消しに伴い、出店者は所定の違約金を支払うものとし、また撤去費用等のほか発生するすべての費用は出店者の負担とします。

【第20条】 出店ブースの衛生管理・安全管理に関わる義務

出店ブースの責任者、副責任者及びスタッフは、ブースの衛生管理に関わる次の各事項の義務を負うものとします。

- (1)全スタッフの体調管理の徹底。
- (2)ブース営業中、手洗い洗剤、アルコール消毒液による手指消毒の定期的励行。
- (3)手洗い洗剤、キッチンペーパー、手指用アルコール消毒液のブース内への設置
- (4)調理・提供において食材に手を触れる場合、食品用の使い捨て衛生手袋等の装着。
- (5)常温以外の食材（要冷蔵または要冷凍のもの）を扱う場合、当該食材を適切に保管できる温度の冷蔵ケースや冷凍ストッカーの設置・使用と温度管理。
- (6)各営業日終了時に、調理等で使用した料理器材、食器、作業テーブル等の全てに対するアルコール除菌スプレー等による消毒作業の徹底。
- (7)各営業日ごとに、当社が別途指定する方法によって行う所定項目の状況チェック、点検実施、並びに報告書の提出。
- (8)食品の「消費期限」「賞味期限」の管理。
- (9)上記各号のほか、食品衛生関係法令・基準等の遵守。

【第21条】 食中毒防止に向けた対応

1：2021年6月1日施行の食品衛生法改正において、食中毒や異物混入等による事故防止を目的として、臨時営業許可または保健所への届出により営業を行うすべての食品取扱施設において「食品衛生責任者の設置」が義務化されたことに伴い、出店者は、大通8丁目会場の各出店ブースにおいても「食品衛生責任者の設置」義務を遵守するものとします。

- 2：出店者は、食中毒のリスクが高いとみられる提供品目について、食中毒発生防止に向けた調理マニュアルを作成し、当社に提出するものとします。
- 3：出店者は、当社が食品衛生検査機関に委託して実施する検食採取に協力するものとします。検食採取の対象となる出店者・食材については、当社が、保健所、さっぽろオータムフェスト実行委員会と協議のうえで決定し、出店者に対し事前に通知するものとします。

【第22条】 飲食品提供時における環境配慮型食器使用の義務

環境保護対策の一環として、さっぽろオータムフェストの全会場において、出店ブースの飲食品提供における食器や容器等および箸、スプーン、フォーク、ストローなどのカトラリー類について、使い捨ての「脱プラ素材（環境配慮型容器）」等の導入が義務化されたことに伴い、出店者は、大通8丁目会場の各出店ブースにおいて、下記に例示する環境配慮型容器等を使用するものとします。

- ①バガス容器
 - ②再生紙製容器
- など

【第23条】 アレルゲンを含む食品の取り扱い

- 1：出店者は、アレルゲンを含む食品を提供・販売する場合、それらを保健所申請書に記載・提出する義務を負うものとします（別紙1：アレルギー物質使用申請書）。
- 2：出店者は、保健所申請書に記載・提出したそれらの食品について、会場での店舗ブースにおいても、POP掲示により表示する義務を負うものとします。
- 3：ブースに掲示するPOPについては、当社において用意する指定書式のものを使用するものとします。

【第24条】 感染症拡大防止対策の実施

出店者は、会場管理者から各種感染症の感染拡大防止対策の実施について指示があった場合、衛生・安全管理に関わる下記の各事項を実施または遵守するものとします。

- ①営業前にアルコール消毒液でブース内と販売窓口・販売テーブル等を定期的に清拭する。
- ②ブース前に来場者による待機列ができる場合、「密集・密接・密着」の回避に向けて、適切な間隔を保持するよう待機列の整理を行う。
- ③商品受渡時には、来客との間隔に留意する。代金が現金決済の場合は、コイントレイの利用を励行し、来客との間で直接の身体接触が起きないように注意する。
- ④調理担当スタッフは、食品用の使い捨て衛生手袋またはゴム手袋を着用する。
- ⑤調理スタッフと会計スタッフは、担当する業務や作業を仕分けし、作業の交差が発生しないように注意する。
- ⑥各種感染症拡大防止対策に必要な主な関係消耗品・備品類の用意、配置等を確実に行う。
 - 1）マスク（不織布製）
 - 2）アルコール消毒液
 - 3）使い捨て衛生手袋
 - 4）コイントレイ（現金決済時の金銭授受用）
 - 5）買い物袋（商品の販売・影響において必要と想定される場合）
 - 6）接客面での飛沫防止パネルまたは飛沫防止シート

【第25条】 出店者の禁止事項

- 1：出店者による以下の行為を禁止します。万一、これらに違反して当社または第三者に損害が生じた場合、当該出店者がその損害を全て賠償する責任を負うものとします。
 - (1)会場内への無断での車両乗り入れ、近隣敷地や道路での違法駐車。
 - (2)保健所申請以外の飲食物の提供、販売、不当な廉売行為。
 - (3)通路、休憩所、本会場外部等、出店ブース以外での提供・販売・展示・宣伝。
 - (4)爆発物、放射性危険物、劇毒物、麻薬、工場所有権を侵害する商品又は輸出入若しくは国内で所持・販売が禁止されている物品の持込み、出品、販売。
 - (5)許可された場所以外への空箱、商品、荷物その他の物品等の設置・放置、ゴミの不法投棄
 - (6)指定場所以外での飲食、喫煙、休憩。
 - (7)水、氷、油、残った飲料等の雨水マスや公園敷地への廃棄。
 - (8)公園既設の水飲み台及び雨水マスの、出店業務関係での使用。
 - (9)出店ブース前での来場者への客引行為・声掛け、過大な音出し。
 - (10)政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為、募金、寄付活動。
 - (11)その他、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある販売・行為。
- 2：当社は、出店者による行為が上記のいずれかに該当するものと判断した場合、出店者による該当行為を中止させることができるものとします。中止にともなう原状回復等の費用が発生した場合、その費用を当社は一切負担しないものとします。

【第26条】 契約の取り消しと費用負担

出店者が以下の事項に該当する場合、当社は当該出店者との協議なしに出店契約を取り消しできるものとします。その際、出店契約取り消しに伴う撤去等の費用弁済について当社は一切負担しないものとし、あわせて出店料金等の払い戻しも行わないものとします。

- (1)出店者の提供品、サービス、その他ブース運営について、当イベントの正常な運営に支障があると当社が判断した事案において、それらの制限・撤去だけでは正常なイベントの運営に支障をきたすと判断した場合。
- (2)出店者が、反社会的勢力に関わりのある者による出店であることが判明した場合。
- (3)他会場との重複出店が判明した場合。
- (4)出店契約の締結後に、出店者の申請内容に虚偽が発覚し、契約を継続できないと当社が判断した場合。
- (5)保健所等の関係機関、さっぽろオータムフェスト実行委員会及び当社が不適切と判断した営業内容に関して、当社の提示する改善命令に従わない場合。
- (6)本規約ならびに出店募集要項、出店者説明会で配布される出店者マニュアル、衛生講習・安全講習での関係資料などに記載された各事項の遵守義務に違反したと当社が判断した場合。
- (7)客引行為に対する改善指導に従わないと当社が判断した場合。

【第27条】 免責事項

- 1：当社は理由の如何を問わず、出店者及びその関係者が会場を使用して出店することを通じて被った人身、及び財物に対する傷害、損害に対して一切の責任を負いません。
- 2：出店者は、その従業員、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、その賠償の責任を負うものとします。当社がこれらの損害賠償請求を受けた場合、出店者は自らの責任でその支払いを行うとともに、当社に損害が生じた場合は、弁護士に支払った着手金、報酬も含め、その全額を当社に支払うものとします。
- 3：強風や悪天候、天災、コロナウイルスをはじめとした感染症の流行または不測の事態により、主催者（実行委員会）がイベントの開催を中止した場合や、会場内での食中毒や事故等の発生によって営業を継続できなくなった場合等において、当社は出店料の払い戻しや営業利益補償等を行いません。なお、会場施工前に中止決定となった場合は、入金された出店料は全額返金いたします。ただし、食材仕入れ等の事前準備費用に対する補償は行いません。
- 4：当社は、当社の帰責事由以外の事情でイベントが中止・休止になった場合、または出店者の営業継続ができなくなった場合において、一切その責任を負いません。
- 5：会場内において、盗難や火災、第三者による出店者の器材等の破損等の被害が発生した場合において、当社は一切の責任を負いません。
- 6：出店者を原因とする食中毒が発生した場合、当社は被害者に対する一切の責任を負いません。

【第28条】 損害賠償保険加入の義務

出店者は、出店や商品提供・販売等に伴うトラブルや損害賠償責任の発生に備えて、出店者に盗難、火災、食中毒、対人・対物事故等による賠償責任を対象とする保険に加入する義務を負うものとします。

【第29条】 有事の際の対応マニュアルについて

出店者は、出店や商品提供・販売等に伴う事案が発生した場合、別途案内する対応マニュアルに沿って対応するものとします。従わない場合、当社は当該出店者との協議なしに出店契約を取り消しできるものとします。

